



三重県公報

平成29年12月26日 (火)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
58	三重県国民健康保険条例	(医 務 国 保 課)	3
59	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(水 産 基 盤 整 備 課)	7
60	三重県特別会計条例の一部を改正する条例	(医 務 国 保 課)	8
61	三重県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(同)	9
62	三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例	(地 域 医 療 推 進 課)	10
63	三重県都市公園条例の一部を改正する条例	(都 市 政 策 課)	12
	規 則		
67	三重県国民健康保険運営協議会規則	(医 務 国 保 課)	13
68	三重県医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(地 域 医 療 推 進 課)	13

公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県国民健康保険条例（条例第 58 号）
 - 1 国民健康保険法の一部改正に鑑み、県が国民健康保険事業を運営するために必要な事項を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（一部公布の日、平成 30 年 1 月 1 日及び同年 3 月 31 日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 59 号）
 - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 3 月 10 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県特別会計条例の一部を改正する条例（条例第 60 号）
 - 1 国民健康保険法に基づく三重県国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、三重県国民健康保険事業特別会計を設置することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 61 号）
 - 1 国民健康保険法の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 62 号）
 - 1 国の制度改正に対応するため、医師修学資金の返還免除についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ 三重県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第 63 号）
 - 1 都市公園法等の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

三重県国民健康保険条例をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十八号

三重県国民健康保険条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 国民健康保険運営協議会（第三条・第四条）
- 第三章 国民健康保険保険給付費等交付金（第五条）
- 第四章 国民健康保険事業費納付金（第六条―第二十条）
- 第五章 財政安定化基金（第二十一条・第二十二条）
- 第六章 雑則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 県が行う国民健康保険については、国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和三十二年政令第三百六十二号。以下「施行令」という。）、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）その他法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法、施行令及び算定政令において使用する用語の例による。

第二章 国民健康保険運営協議会

（設置）

第三条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、法第十一条第一項の規定に基づき、三重県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第四条 協議会の委員の定数は、十二人以内とする。

第三章 国民健康保険保険給付費等交付金

（国民健康保険保険給付費等交付金）

第五条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、算定政令第六条第二項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町に対して交付する。

3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町に対して交付する。

- 1 算定政令第四条第三項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町が属す

る県に交付する特別調整交付金の額のうち、当該市町の災害その他特別の事情に応じて交付する額

- 二 法第七十二条第三項の規定により、国が市町の取組を支援するため交付する額のうち、当該市町の取組に応じて交付する額
- 三 法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度県が繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、市町の交付に充てる額
- 四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額及び同条第二項の規定により県が一般会計から三重県国民健康保険事業特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、当該市町の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

第四章 国民健康保険事業費納付金

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第六条 県は、年度ごとに各市町から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町に対して通知するものとする。

(医療費指数反映係数)

第七条 医療費指数反映係数は、零から一までの範囲内において知事が定める数とする。

- 2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第八条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号に掲げる値とする。

- 2 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号イの規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用医療費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（施行令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われた時は、その給付額を控除した額）が八十万円を超えるものの八十万円を超える部分とする。

(一般納付金所得係数)

第九条 一般納付金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

- 一 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号に掲げる額
- 二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第十条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第十一条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第九条第七項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第十二条 一般納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の数であつて、知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第十三条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号に掲げる額

二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十四条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十五条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第十条第五項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第十六条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の数であつて、知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十七条 介護納付金納付金所得係数は、県に係る算定政令第十一条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十八条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十九条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第十一条第五項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第二十条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の数であつて、知事が定める数とする。

第五章 財政安定化基金

(特別の事情)

第二十一条 算定政令第十七条第一項で規定する特別の事情とは、次に掲げるもののいず

れかとする。

- 一 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- 二 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下その他地域の産業に特別の事情が生じたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、被保険者の生活に影響を与えると知事が認める事情が生じたこと。

(財政安定化基金拠出金)

第二十二條 各年度において知事が納付を求める財政安定化基金拠出金の総額については、知事が別に定める額とする。

- 2 前項の財政安定化基金拠出金は、知事が別に定めるところにより、市町が負担するものとする。
- 3 知事は、前二項の規定により市町の財政安定化基金拠出金の額を算定した場合には、市町に対して財政安定化基金拠出金の額及び拠出期限その他必要な事項を通知するものとする。

第六章 雑則

(規則への委任)

第二十三條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項の規定 公布の日
- 二 第二章及び附則第三項の規定 平成三十年一月一日
- 三 附則第四項の規定 平成三十年三月三十一日

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(平成三十年三月三十一日までの間における協議会の特例)

- 3 附則第一項二号に定める日から平成三十年三月三十一日までの間は、第三条中「法第十一条第一項」とあるのは「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第四条の規定による改正後の法第十一条第一項」と読み替えるものとし、協議会の運営に関し必要な事項は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正後の法及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百五十八号）第一条の規定による改正後の施行令の規定の例による。

(三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止)

- 4 三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成十七年三重県条例第六十九号）は、廃止する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十九号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十九号の項中「尾鷲市」を「津市、尾鷲市」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年三月十日から施行する。

三重県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十号

三重県特別会計条例の一部を改正する条例

三重県特別会計条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。別表第一の地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の項の次に次のように加える。

三重県国民健康保険事業特別会計	国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）に基づき三重県国民健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図る。
-----------------	---

別表第二の地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の項の次に次のように加える。

三重県国民健康保険事業特別会計	1	分担金及び負担金	1 国民健康保険事業の実施に要する人件費、事業費及びこれらに伴う事務費 2 国民健康保険財政安定化基金積立金 3 その他の諸支出
	2	国庫支出金	
	3	交付金	
	4	財産収入	
	5	一般会計からの繰入金	
	6	国民健康保険財政安定化基金繰入金	
	7	繰越金	
	8	付属諸収入	

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに
公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十一号

三重県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

三重県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年三重県条例第三号）の一部を次
のように改正する。

第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正す
る法律（平成二十七年法律第三十一号。以下この条において「医療保険制度改革法」とい
う。）第四条の規定による改正後の」及び「及び医療保険制度改革法附則第六条第一項」
を削る。

第二条中「一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の」を「三重県国民健康保
険事業特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算で」に改める。

第四条中「予算」を「特別会計の歳入歳出予算」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（処分）

第五条 基金は、県及び市町の国民健康保険財政の安定化に資する事業に要する経費の財
源に充てる場合に限り、特別会計の歳入歳出予算で定めるところにより処分することが
できる。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十二号

三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例

三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成十六年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は医師の専門性に関する研修（次項において「専門研修」という。）」を削り、「規則で定めるべき地医療機関等（以下「べき地医療機関等」という。）」、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示された県内の病院（以下「救急病院」という。）若しくは規則で定める救急医療機関等（以下「救急医療機関等」という。）又は後期臨床研修プログラムを「キャリア形成プログラム」に改め、「以下同じ。」を削り、「必要勤務期間従事するに至った」を「従事した場合であつて、当該臨床研修及び医師業務に従事した期間を合算した期間が九年に達した」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第二号中「前項第三号の救急病院従事者若しくは救急医療機関等従事者又は同項第四号の後期臨床研修プログラムに基づき勤務する医療機関従事者が、」を削り、「救急病院若しくは救急医療機関等又は後期臨床研修プログラムに基づき勤務する医療機関における業務」を「医師業務」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の三重県医師修学資金返還免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、施行日前に修学資金の貸与が決定された者（以下「旧貸与決定者」という。）の修学資金については、なお従前の例による。
- 3 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないもののうち、医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了していない者であつて、新条例第二条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、臨床研修を修了するまでの間にその旨を知事に申し出たものにあつては、前項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新条例の規定を適用する。
- 4 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないもののうち、この条例の施行の際現に改正前の三重県医師修学資金返還免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第二項第三号の救急病院従事者若しくは救急医療機関等従事者又は同項第四号の後期臨床研修プログラムに基づき勤務する医療機関従事者（旧条例第二条第三項の規定により当該業務の継続性を中断しないものとされる者を含む。）である者であつて、新条例第二条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、施行日から六

月以内にその旨を知事に申し出たものにあつては、附則第二項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新条例の規定を適用する。この場合において、旧条例第二条第一項の医師業務に従事した期間は、新条例第二条第二項の規定にかかわらず、同項の医師業務従事の継続性を中断しないものとし、同条第一項の医師業務に従事した期間とみなす。

三重県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十三号

三重県都市公園条例の一部を改正する条例

三重県都市公園条例（昭和四十七年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（運動施設に関する制限）

第二条の三 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならない。

第十七条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

三重県国民健康保険運営協議会規則をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十七号

三重県国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県国民健康保険条例(平成二十九年三重県条例第五十八号。以下「条例」という。)

第二十三条の規定に基づき、三重県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 委員は、国民健康保険の被保険者を代表する者(以下「被保険者代表委員」という。)、国民健康保険の保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)を代表する者(以下「保険医等代表委員」という。)、学識経験者等の公益を代表する者(以下「公益代表委員」という。)、及び被用者保険等被用者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等被用者をいう。)を代表する者(以下「被用者保険代表委員」という。)のうちから知事が任命するものとする。

2 委員の数は、次の各号に定めるところによる。

- 1 被保険者代表委員 三人
- 1 保険医等代表委員 三人
- 2 公益代表委員 三人
- 4 被用者保険代表委員 二人又は三人

(会長及び副会長)

第三条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、公益代表委員のうちから、全ての委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、被保険者代表委員、保険医等代表委員、公益代表委員及び被用者保険代表委員のいずれの委員も一名以上が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理するものとする。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

三重県医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十八号

三重県医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則

三重県医師修学資金貸与規則(平成十六年三重県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「規則で定めるべき地医療機関等」を「医療機関」に改め、「県内の」を削り、同項各号を次のように改める。

一 救急病院等

イ 救急病院等を定める省令（昭和二十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示された県内の救急病院

ロ 三重県医療計画（以下「医療計画」という。）で定める小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

二 へき地医療機関等

イ 医療計画で定めるへき地医療拠点病院及びへき地診療所

ロ 県内の公立の医療機関のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が告示する過疎地域をその区域とする市町又は同法第三十二条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域に存するもの

三 前二号に掲げる医療機関に準ずるものとして知事が認めるもの

第二条第三項を削る。

第三条中「限る。」の下に「のうち、知事が別に定める者」を加える。

第五条中「四月三十日」を「五月三十一日」に改める。

第十三条第一項中「第二条第二項」を「第二条第一項」に、「必要勤務期間」を「臨床研修及び医師業務に従事した期間」に改め、同条第二項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第十三条の二第一項中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改め、同項第二号中「必要と認める」を「別に定める」に改める。

第十三条の三第一項中「条例第二条第二項第三号の救急病院従事者若しくは救急医療機関等従事者又は同項第四号の後期臨床研修プログラムに基づき勤務する医療機関従事者」を「修学資金の貸与を受けた者」に、「同条第三項第二号」を「条例第二条第二項第二号」に改める。

第十四条第一項第四号中「大学を卒業後二年以内に」を「大学を卒業する日の属する年度及び大学を卒業する日から起算して一年を経過する日の属する年度に実施される医師法（昭和二十二年法律第二百一号）第九条に規定する医師国家試験に合格せず、」に改める。

第十八条第一項第六号中「へき地医療機関等、救急病院若しくは救急医療機関等又は後期臨床研修プログラム」を「キャリア形成プログラム」に改め、同条第二項中「第二条第三項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第十九条の見出し中「後期臨床研修プログラム」を「キャリア形成プログラム」に、同条中「後期臨床研修プログラムに」を「キャリア形成プログラムに」に、「後期臨床研修プログラム承認申請書」を「キャリア形成プログラム承認申請書」に改める。

第二十条中「後期臨床研修プログラム承認申請書」を「キャリア形成プログラム承認申請書」に改める。

別表を削る。

第一号様式中「必要勤務期間」を「臨床研修及び医師業務に従事した期間」と、「へき地医療機関等、救急病院若しくは救急医療機関等又は後期臨床研修プログラム」を「キャリア形成プログラム」と、「現住所及び電話番号」

を「現住所及び電話番号（携帯）」に、「帰省先住所及び電話番号」を「帰省先住所及び電話番号（自宅）」に改める。

「決定番号」を「決定番号」に改める。

第二号様式中「決定番号」を「電話番号（携帯）」と、「大学を卒業後2メールアドレス」

年以内に」を「大学を卒業する日の属する年度及び大学を卒業する日から起算して一年を経過する日の属する年度に実施される医師法（昭和23年法律第201号）第9条に規定する医師国家試験に合格せず、」と、「へき地医療機関等、救急病院若しくは救急医療機関等又は後期臨床研修プログラム」を「キャリア形成プログラム」と、「第2条第3項第2号」を「第2条第2項第2号」に改める。

第三号様式から第十五号様式までの規定中「決定番号」を

「決定番号」を「決定番号」に改める。

「電話番号（携帯）」を「電話番号（携帯）」に改める。

「メールアドレス」を「メールアドレス」に改める。

第十六号様式中「後期臨床研修プログラム承認申請書」を「キャリア形成プログラム承認申請書」と改める。

「決定番号」を「後期臨床研修プログラム名」を
「決定番号」を「電話番号（携帯）」として、「後期臨床研修プログラム名」を
メールアドレスとして、「キャリア形成プログラム名」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三重県医師修学資金貸与規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、施行日前に修学資金の貸与が決定された者（以下「旧貸与決定者」という。）の修学資金については、なお従前の例による。
- 3 旧貸与決定者で貸与された修学資金を返還していないもののうち、三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年三重県条例第六十二号）による改正前の三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成十六年三重県条例第一号）第二条第一項の臨床研修を修了していない者であつて、三重県医師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例による改正後の三重県医師修学資金返還免除に関する条例第二条の規定による修学資金の返還及び利息の支払の免除を希望し、臨床研修を修了するまでの間にその旨を知事に申し出たものにあつては、前項の規定にかかわらず、当該旧貸与決定者に係る全ての修学資金について新規則の規定を適用する。
- 4 この規則の施行の際、現に三重県知事に対してなされているこの規則による改正前の三重県医師修学資金貸与規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づく申請、届出その他の行為は、新規則に基づく申請、届出その他の行為とみなす。
- 5 旧規則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>